

議 事 録

- 1 会 議 名 阿賀野市特別職報酬等審議会会議
- 2 開催日時 平成27年2月9日(月)午前10時から
- 3 開催場所 阿賀野市役所 1階 第1多目的ホール

4 出席者

審議会委員：本間 武(安田商工会長)、清田壽一(ささかみ農業協同組合代表理事組合長)、井越政昭(亀田製菓水原工場長)、坂詰敏彦(坂詰組代表取締役社長)、渡辺 哲(第四銀行水原支店長)、横井友子(市民委員)、布施尚美(市民委員)、鈴木千佳子(市民委員)、田中良子(市民委員)

欠席委員：小野智志(連合下越地域協議会阿賀野支部事務局長)

事務局：議会事務局長、総務課長、総務課事務局2名

5 議 事

- (1) 特別職の給料について
- (2) 議会議員の報酬について
- (3) 政務活動費の額について

6 発言内容

- (1) 開会 小林総務課長
- (2) 市長あいさつ 田中市長(あいさつ後 退席)
- (3) 会長の互選について

委員から発言が無いので事務局案を提案。

経済界代表の坂詰組代表取締役社長 坂詰氏を指名。

満場一致「異議なし」で会長は、坂詰敏彦氏に決定。

坂詰氏からあいさつをいただき、それ以後の進行は会長から願います。

会長：只今、ご紹介・ご指名頂きました坂詰です。不慣れな面が多々あるかと思いますが、みなさんのご協力のもと進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしく願います。

なお、例年通り、審議会は非公開としますが、情報公開の観点から委員名を伏せた形で議事録を公開することについては、ご理解をお願いいたします。

(4) 会長職務代理者の指名について

会長：条例第4条第3項に基づいた会長職務代理の指名についてではありますが、安田商工会長の本間武さんお願いできますでしょうか。

本間委員：はい。

(5) 阿賀野市特別職の報酬の額について

会長：次に特別職の報酬の額について、事務局からお願いします。

事務局：皆様のお手元の資料の中に、阿賀野市長名で特別職報酬等審議会長あての、諮問の文書がついています。

—諮問文を代読する。—

本諮問によりまして、特別職の給料の額、議会議員の報酬の額並びに政務活動費の額について、阿賀野市特別職報酬審議会条例第2条の規定により、諮問いたします。ご審議をお願いしたいと思います。

(6) 審 議

会長：審議の内容について、事務局説明願います。

事務局：事前に配布してあります資料を、再度ご説明いたします。

<以下、阿賀野市特別職の報酬等の額(諮問)及び審議の資料について説明。>

会長：今説明のありました資料について、何かご質問はありますでしょうか。

<質問なし>

それでは、一つ一つ審議して行きたいと思います。

<以下要点列举>

1) 特別職の給料について

会長：特別職の給料について、審議をお願いします。

委員：ずっと据え置きのようなが、妥当な線なのかなと思う。

委員：他市と比較して、人口的に見れば妥当なのかなと思います。

会長：県内ではだいたい平均的で若干平均より下の額なのかなという印象で、昨年とほぼ変わらない状況だと思いますので、それらを踏まえて審議をお願いします。

特に何もなければ、据置きとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

会長：特別職の報酬額は、据え置きとします。

2) 議会議員の報酬について

会長：それでは、議会議員の報酬について、審議をお願いします。

事務局：資料 6 のうち阿賀野市の議員の人数は、18人となっていますが議長、副議長を除いた人数ですので、合計では20人となります。

会長：報酬総額は年額ではなく月額ですね。みなさま何かございませんか。

特に何もなければ、据置きとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

会長：議会議員の報酬についても、据え置きとします。

3) 政務活動費について

会長：次に政務活動費の額について、審議をお願いします。

委員：24年に5千円から2倍の1万円に上げたときに、かなりもめてやっと承知してもらった記憶があります。まだ足りないかなとも思いますが、引上げしたばかりですしこのままでいいのではと思います。

事務局：政務活動費については、公務のほかに自ら行った各活動の経費となります。月1万円を半期ごとに分けて概算払いをして、最後に精算しています。最後の精算の際には、議員自ら報告書を作成し、それを議会改革推進特別委員会の広報部会の議員4人が審査した上で提出していただいています。また、活動内容として議会報告会というものも行っております。

会長：議員同士で確認しているということですね。第3者ではないんですね。

事務局：はい。外部へ出すにはいたっておりません。

会長：例えば市役所内部で審査するという事はないのですか。

事務局：はい。指定された議員に審査していただいています。

委員：政務活動費を使い切れずに返還されることはありますか。

事務局：ございます。25年度においては、3名の方が全額使い切らずに返還となりました。3千円～3万7千円ほど返還していただきました。また、会派が5つあり2名が無会派ですが、会派で合計額を請求する方法と、各個人で請求する方法の選択性としております。

会長：ほかに何かございますでしょうか。意見が無ければ、据え置きでよろしいでしょうか。

<異議なし>

会長：政務活動費の額についても、据え置きとします。

会長：では、常勤特別職の給料、議員報酬、政務活動費ともに据え置きとし、市長に答申することとしたい。

<異議なし>

会長：次にその他とあるが、事務局で何か？

事務局：特にございません。

会長：これですべての審議が終了しましたので、会長の任を解かせていただきます。みなさまのご意見ご協力大変ありがとうございました。

事務局：ご審議いただきありがとうございました。今回いただいた答申をもとに次年度の特別職の報酬等を執行させていただきます。これで閉会とします。ありがとうございました。